

報道関係者 各位

令和2年11月12日

【照会先】

保険局医療課

療養指導専門官 堀本 陽司

(代表電話) 03(5253)1111(内線 3276)

(直通電話) 03(3595)2577

### あはき療養費の長期・頻回の施術等に関する償還払いに戻せる仕組みの施行日は、「令和3年7月1日」となります

あはき療養費の長期・頻回の施術等に関する償還払いに戻せる仕組みの施行日は、令和3年7月1日となりましたので、お知らせします。

本年10月29日(木)に開催された「第22回あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会」において、あはき療養費の長期・頻回の施術等に関する償還払いに戻せる仕組みについて検討を行いました(別添参照)。

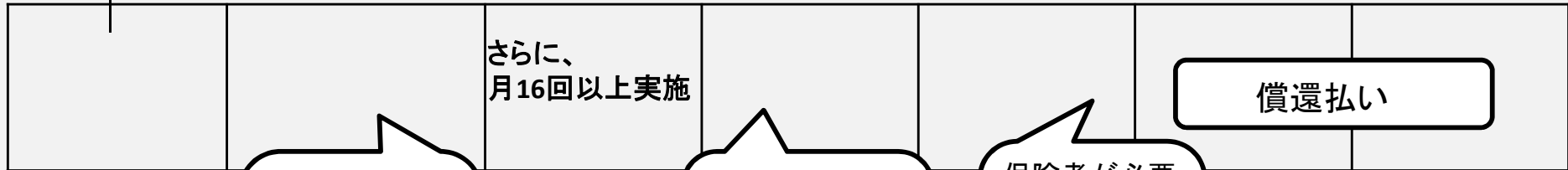
専門委員会の議論のなかで、仕組み自体については概ね合意を得られましたが、その施行日については意見が分かれ、施行日の取扱いについては座長に一任されました。

その後、委員とも相談の上検討した結果、令和3年7月1日から実施することとしたものです。

# あはき療養費 長期・頻回の者を償還払いに戻す手続

令和2年4月  
初療

令和4年4月 令和4年5月 令和4年6月 令和4年7月～



さらに、  
月16回以上実施

・2年間のうち  
・5ヶ月以上  
・月16回以上  
実施した場合は、  
保険者から施術  
管理者及び患者  
に通知

施術者から  
・詳細理由  
・今後の施術計画  
を保険者に提出

保険者が必要  
と認める場合、  
施術管理者及  
び患者に償還  
払いに変更す  
ることを通知

償還払い